

## ○水道法(抜粋)

### (用語の定義)

第三条第七項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

### (改善の指示等)

第三十六条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

### (給水停止命令)

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

### (報告の徴収及び立入検査)

第三十九条第三項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる

## ○水道法施行令(抜粋)

### (簡易専用水道の適用除外の基準)

第二条 法第三条第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

## ○水道法施行規則(抜粋)

### (管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期的に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

### (検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

## ○川崎市専用水道及び簡易専用水道事務取扱細則(抜粋)

### (簡易専用水道設置の届出)

第8条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに簡易専用水道設置届(第10号様式)を当該簡易専用水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

### (簡易専用水道設置届記載事項変更の届出)

第9条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項に変更が生じたときは、速やかに簡易専用水道設置届記載事項変更届(第11号様式)を当該簡易専用水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。ただし、保健所長が軽易な事項と認めるときは、この限りでない。

### (簡易専用水道廃止の届出)

第10条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道廃止届(第12号様式)を当該簡易専用水道の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。

### (簡易専用水道検査の報告)

第12条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「検査機関」という。)による検査を受けた結果、水の供給について特に衛生上問題があると認められたときは、速やかに簡易専用水道検査結果報告書(第14号様式)を当該簡易専用

水道の所在地を所管する保健所長に提出するよう努めなければならない。ただし、当該簡易専用水道が国の設置するものである場合にあっては、この限りでない。